

京都市告示第 117 号

京都市観光駐車場条例第8条及び京都市駐車場条例第21条の2の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、観光駐車場及び路外駐車場（京都市山科駅前駐車場及び京都市醍醐駐車場を除く。）の管理を次のように委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲
財団法人 京都市駐車場公社	京都市下京区綾小路通烏丸西 入童侍者町167番	1 駐車場を設置目的に従って 利用に供すること。 2 駐車場の施設及び附属設備 並びに物品の維持管理に關す ること。 3 受託者が受託された業務を 執行するために必要とする物 品の調達に關すること。 4 駐車場の利用状況の調査及 び利用促進に關すること。

(建設局管理部建設総務課)